



金沢市公報

◎ 目 次

●条例

○金沢市議会政務活動費の交付に関する条例の

一部を改正する条例

(議会事務局)

ページ

1

○金沢市議会個人情報の保護に関する条例の一

部を改正する条例

(") 1

条 例

金沢市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第61号

金沢市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

金沢市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項を次のように改める。

政務活動費の交付を受けた議員は、規則で定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により作成し、政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写し又は電磁的記録を添付して、議長に提出しなければならない。

第10条第2項中「添付書類」の次に「又は電磁的記録」を加える。

附 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 改正後の第10条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

金沢市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第62号

号外第22号の2

令和6年(2024年)12月20日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

金沢市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

金沢市議会個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第2項第1号ア中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第2条第10項の改正規定及び第12条第5項の改正規定（同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める部分に限る。）は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。